

農地法第3条に必要な添付書類 (申請人が個人である場合)

農地法第3条許可申請を提出する方は、下記の書類を準備のうえ、原則、毎月15日までに事務局まで提出して下さい。

【標準処理期間・・・28日】

(申請書を受理してから許可(交付)までの処理期間を原則28日と定めています。)

必要書類	部 数
	農業委員会許可
申請地の登記簿謄本	1部
公図の写し	1部
契約書の写し	1部
住民票謄本(譲受人の世帯全員分)	1部
耕作証明(譲受人)	1部
営農計画書(譲受人)	1部
申請地及び付近の状況を表示する図面(見取図)	1部
生産法人の要件に係る事項	1部
委任状または印鑑証明書 (譲渡人が申請しない場合)	1部
その他必要と思われる書面	1部

